

大阪市告示第1104号

令和8年9月16日に執行する大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙について、選挙人名簿を縦覧した結果、異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定によりその旨を公告する。

併せて、同選挙において選挙すべき委員の数及び予備委員の数を、同条第4項及び大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程（平成8年大阪市条例第24号）第8条第2項及び第11条第2項の規定により次のとおり定めたので公告する。

令和8年8月17日

大阪市長 横山英幸

	宅地の所有者が選挙すべき数	宅地について借地権を有する者が選挙すべき数	合 計
委 員	9 人	1 人	10人
予備委員	4 人	1 人	5 人

（都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所）